

裁定手続について

Consumer ADR における裁定手続は、消費者問題について専門的知見を有する者と弁護士（これらの者を担当手続実施者といいます。）からなる裁定委員会が、公正中立な立場から紛争当事者双方の主張及び意見を聞くなどして、話し合いによる解決を試み、その解決に至らない場合には、裁定案（業務規程第 38 条第 5 項）を提示して和解の成立を図る手続です。

(1) 裁定委員会を構成する担当手続実施者の選任の仕方

- ① Consumer ADR 特別委員会が、申立案件ごとに㊦候補者名簿に記載されている者のうちから、当該案件の裁定手続を行うにふさわしい者であって、その公正性に疑いを生じさせない者 3 名を担当手続実施者として選任します。担当手続実施者のうち少なくとも 1 名は弁護士です。
- ② 当事者は担当手続実施者に裁定手続の公正を妨げるおそれがある事由があるときは、その事由を記載した書面を Consumer ADR 特別委員会に提出して担当手続実施者の忌避を申し出ることができます。

㊦候補者名簿：Consumer ADR 業務規程第 19 条の要件を満たした手続実施者候補者の氏名等が記載された名簿です。

(2) 申立費用

裁定手続を利用するにあたって、申立人は、Consumer ADR 特別委員会に対し、申立費用として 5, 0 0 0 円を原則として現金で納付する必要があります。但し、相手方が裁定手続の実施を依頼しなかったとき、又は裁定手続を依頼したにもかかわらず、手続期日に出席することなく、当該裁定手続が終了したときは、納付された申立費用の半額を返還します。

(3) 裁定手続の標準的な進行方法(別紙手続図を参照してください。)

(4) 裁定手続における当事者及び第三者の秘密の取り扱いの方法

- ① 協会の役員（会長、副会長、常任理事及び監事に限る。）、手続実施者候補者、Consumer ADR 特別委員会の委員、苦情処理委員会の委員及び事務担当職員は、Consumer ADR 特別委員会委員長に対し、裁定手続の業務に関し知り得た秘密を漏らさないことを約する誓約書を提出しています。また、上記以外の役員については、Consumer ADR 特別委員会委員長が守秘義務につき説明をしています。
- ② 裁定手続に提出等された書類の保管は、業務規程第 4 5 条及び個人情報保護規程に基づき行います。

(5) 紛争の当事者が裁定手続を終了させるための要件及び方式

- ①申立人が申立てを取り下げようとするときは、所定の裁定手続申立ての取下書を **Consumer ADR 特別委員会** に提出する必要があります。
- ②相手方が裁定手続の終了を申し出ようとするときは、所定の裁定手続終了の申出書を **Consumer ADR 特別委員会** に提出する必要があります。

(6) 和解が成立する見込みがない場合の手続

- ①裁定委員会は、以下のいずれかの要件に該当するときは、当事者間に和解が成立する見込みがないものとして、速やかに、決定をもって裁定手続を終了します。
 - i) 紛争の一方当事者が正当な理由なく 2 回以上手続期日に欠席したとき
 - ii) 紛争の一方当事者が和解をする意思がないことを明確にしたとき
 - iii) 紛争の当事者の一方又は双方が裁定案に同意しなかったとき
 - iv) 直ちに和解が成立する見込みがなく、かつ、事案の性質、紛争の当事者が置かれている状況等にかんがみ、裁定手続を続行することが、紛争の当事者の一方又は双方に対し、和解が成立することにより通常えられることとなる利益を上回る不利益を与える蓋然性があると裁定委員会が判断したとき
 - v) 上記に記載するもののほか、紛争の当事者間に和解が成立する見込みがないと判断すべき事情があると裁定委員会が判断したとき
- ②裁定委員会から裁定手続終了の報告を受けた **Consumer ADR 特別委員会委員長** は、所定の裁定手続終了通知書を当事者双方に配達証明郵便で送付します。

(7) 和解が成立した場合の手続

- ①裁定手続において紛争の当事者間に和解が成立したときは、**Consumer ADR 特別委員会** が、所定の和解書を作成し、担当手続実施者が署名又は記名押印します。作成する和解書の通数は、紛争の当事者の数に一を加えたものとします。和解書は、当事者に直接交付するか、配達証明郵便で送付します。
- ②裁定委員会が手続期日において、裁定案を提示した場合は、紛争の当事者は提示を受けた手続期日終了後 14 日以内に同意不同意の意思表示をしなければなりません。意思表示がないときは不同意の意思表示とみなします。紛争の当事者双方が裁定案に同意する意思表示をした場合には、①と同様の手続となります。

(8) その他

- ①裁定手続は原則非公開です。
- ②**Consumer ADR** に関する研究等の資料として活用するため、紛争の当事者の同意を得て、終了した裁定手続の概要（紛争の当事者及び関係者の氏名又は名称並びに事案の具体的内容が具体的に特定できないようにすること。その他の紛争の当事者及

び関係者の秘密の保持に配慮した措置を講じたものに限る。)を、印刷物の配布その他の方法により公表することがあります。

以上

平成 20 年 3 月 19 日

(社)日本消費生活アドバイザー・
コンサルタント協会
Consumer ADR 特別委委員会